

## 認証評価制度について

国公私の全ての大学、短期大学、高等専門学校(以下「大学等」という。)は、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることとする制度を導入

### 1. 目的

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

### 2. 制度の概要

- 大学等の総合的な状況の評価  
大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価(7年以内ごと)
- 専門職大学院の評価  
専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価(5年以内ごと)

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

### 3. 文部科学大臣による評価機関の認証

- ・評価の基準、方法、体制等についての一定の基準(認証基準)を、省令により規定
- ・認証評価機関になろうとする者の申請に基づき、文部科学大臣が認証基準に適合すると認める場合に、中央教育審議会に諮問した上で認証

### 4. 認証評価機関

- ・ 文部科学大臣から認証された評価機関(平成17年3月現在)
 

(財)大学基準協会	(大学の評価)
(独)大学評価・学位授与機構	(大学、短期大学、法科大学院の評価)
短期大学基準協会	(短期大学の評価)
(財)日弁連法務研究財団	(法科大学院の評価)
- このほか申請準備中の機関あり

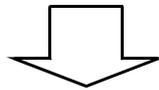
# 認証評価制度について

## 新たな第三者評価制度の導入

平成16年4月から、国公私の全ての大学、短期大学及び高等専門学校が、定期的に、国の認証を受けた評価団体の評価を受け、その結果が公表される制度（認証評価制度）が導入。

### 認証評価制度の趣旨

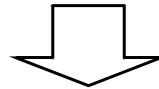
我が国の大学の質的向上  
行政改革の流れとしての事前規制から事後チェックへの移行



大学等の質の保証の一環として  
第三者による継続的な大学評価の制度を導入

### 認証評価制度の目的

評価結果が公表されることにより、大学等（大学、短期大学、高等専門学校をいう。以下同じ。）が社会による評価を受ける  
評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る



大学等の教育研究水準の向上に資する

## 認証評価制度の概要

認証評価の種類は、次の2種類

### 大学等の総合的な状況の評価

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況についての評価（7年以内ごと）

### 専門職大学院の評価

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況についての評価（5年以内ごと）

専門職大学院の評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合、各大学は、次のいずれかの措置を講じることが必要

- ・ 文部科学大臣の指定する外国の国際的に認められた評価機関の評価を受け、その結果を公表し、文部科学大臣に報告すること。
- ・ 自己点検・評価の外部検証を実施し、その結果を公表し、かつ文部科学大臣に報告すること。

評価は、各認証評価機関が定める「評価基準」に従って実施。

大学等は複数の認証評価機関の中から選択して、評価を受けることとなる。

この制度においては、大学等の理念や特色は多様であることから、個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な評価機関がそれぞれの特色を生かして評価を実施することにより、大学等が多元的な評価を受けられるようにすることとしている。

## 文部科学大臣による評価機関の認証等

評価の基準、方法、体制等についての一定の基準（認証基準）が、法令により定められている。

認証評価機関になろうとする者の申請に基づき、文部科学大臣が、法令に定められた認証基準に適合すると認める場合に、中央教育審議会に諮問した上で認証。

認証評価機関が、公正かつ適確な評価の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、文部科学大臣は、資料等の提出、改善の求め、認証の取り消し等の措置を講ずることができる。

## 文部科学大臣による評価機関の認証等について

文部科学大臣が認証を行う際の基準、手続き等は次のとおりとなっており、全ての基準等が満たされれば、文部科学大臣から認証を受けることになる。

### (1) 認証基準

文部科学大臣が認証を行う際の基準は次のとおり。

(基準 ) 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

<基準 に係る細目 >

ア 評価基準が学校教育法及び各設置基準に適合していること。また、評価基準の項目を、大学の特色ある教育研究の進展に資する観点から設定していること。

イ 評価基準の決定に際し、案の公表など公正性・透明性の確保のための措置を講じていること。

ウ 評価方法として自己点検・評価の分析及び実地調査を含むこと。

エ 評価結果の公表の方法は、刊行物への掲載、インターネットの利用が必須であること。

オ 法科大学院の評価においては、評価方法が適格認定を行うに足るものであること。

カ 大学評価基準の設定に当たり、以下の事項について評価することとしていること。

- ・ 大学の総合的な状況の評価については、
  - 1) 教育研究上の基本組織
  - 2) 教員組織
  - 3) 教育課程
  - 4) 施設及び設備
  - 5) 事務組織
  - 6) 財務
  - 7) その他教育研究活動等に関することについて
- ・ 専門職大学院の評価については、
  - 1) 教員組織
  - 2) 教育課程
  - 3) 施設及び設備
  - 4) その他教育研究活動に関することについて
- ・ 法科大学院の評価については、
  - 1) 教育活動等の状況の情報提供
  - 2) 入学者の多様性の確保
  - 3) 教員組織
  - 4) 学生数の適正管理

- 5) 教育課程の編成
- 6) 授業科目ごとの学生の数の設定
- 7) 授業の方法
- 8) 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保
- 9) 授業内容・方法の改善の組織的な実施
- 10) 履修科目の登録の上限の設定
- 11) 法学既修者の認定
- 12) 教育上必要な施設及び設備
- 13) 図書その他の教育上必要な資料の整備について

(基準 ) 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

<基準 に係る細目 >

ア 評価の業務は、大学関係者及びそれ以外の者が従事（専門職大学院評価にあつては、さらに分野に関する実務経験者が従事）するとともに、大学教員が所属大学の評価に従事しない措置を講じていること。また、評価に従事する者に研修等を実施すること。

なお、法科大学院の認証評価においては、法曹実務経験者が評価の業務に従事すること。

イ 機関別評価と専門職大学院評価を同時に実施する場合には、それぞれ実施体制を整備するとともに、それぞれ経理を区分すること。

(基準 ) 評価結果の公表・報告の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

(基準 ) 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

(基準 ) 認証を取り消され、その日から二年を経過しない法人でないこと。

(基準 ) その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

<基準 に係る細目 >

ア 大学評価基準、評価方法、評価の実施体制等を公表すること。また、大学から評価の要求があつた場合は、正当な理由がある場合を除き、評価を行うこと。

イ 評価の実績などにより、評価を公正・適確に実施する見込みがあること。

ウ 専門職大学院の評価の実施後、教育課程又は教員組織に重要な変更があつた場合、その変更を把握し、必要に応じ、その変更を評価結果に付記する等の措置を講ずること。

## **(2) 認証申請の手続き等**

認証申請の際の手続き、及び、認証評価機関として実施しなければならない手続き等については、次のとおり。

評価機関の認証の申請は、大学の総合的な状況の評価は大学・短期大学・高等専門学校区分ごと、専門職大学院の評価はその専攻分野ごとに行う。

認証の申請を行う際には、法人の基本情報（所在地や役員の氏名等）、評価の仕組み（大学評価基準や評価方法、実施体制、公表方法、評価の周期、手数料）等を記載した申請書とともに、必要な添付書類（定款又は寄附行為、財産目録や貸借対照表、評価の実施状況等）を提出。

認証評価機関が評価基準・評価方法等を変更しようとする場合や、業務の廃止等を行おうとする場合には、文部科学大臣への届出が必要。

認証評価機関は、評価結果について、大学への通知し、社会に公表するとともに、文部科学大臣へ届け出が必要。

## **(3) 高等専門学校への準用**

上記の内容は、高等専門学校を評価対象とする認証評価機関へ準用。

## 認証評価機関として認証された機関

制度発足の平成16年4月1日より、認証評価機関になろうとする者からの認証の申請を随時受け付け、前述の基準に適合すると認めるときは、中央教育審議会大学分科会における諮問・答申を経て、文部科学大臣が認証する。

### 大学の評価を行う認証評価機関

- ・財団法人大学基準協会（平成16年8月31日認証）
- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構（平成17年1月14日認証）

### 短期大学の評価を行う認証評価機関

- ・短期大学基準協会（平成17年1月14日認証）
- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構（平成17年1月14日認証）

### 専門職大学院のうち法科大学院の評価を行う認証評価機関

- ・財団法人日弁連法務研究財団（平成16年8月31日認証）
- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構（平成17年1月14日認証）

# 大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申抜粋）

平成14年8月5日 中央教育審議会

はじめに

- (2) 大学の質を保証するためのシステムは、諸外国においても、一般的には大学の設置認可による大学設置時の質の保証、設置後の教育研究活動に対する様々な大学評価による質の保証の組合せにより成り立っている。我が国においては、従来、国による厳格な設置認可による質の保証に力点が置かれたシステムとなっている。一方、大学評価については、平成3年の大学設置基準の規定の新設以来10年の間に自己点検・評価が定着してきているものの、第三者評価は未成熟であり、大学の質の保証システム全体としては不十分な状態にある。また、設置認可についても、従来度々の弾力化や簡素化が図られてきたが、今後さらに、大学の教育研究水準の維持向上を図りつつ、急速な社会の変化や学問の進展に的確に対応し、大学等の主体的・機動的対応をより一層可能とする観点から、その望ましい在り方について改めて様々な角度からの検討が求められている。
- (4) また、この問題は総合規制改革会議等においても議論が行われ、国による規制を可能な限り緩和し、事前規制型から事後チェック型への移行を図るという規制改革の観点からも大学設置認可の準則主義化や第三者評価制度の導入が提言されており（「規制改革に関する第一次答申」（平成13年12月総合規制改革会議））、将来構想部会では、その動向についても十分留意しつつ検討を行ってきた。

## 第1章 基本的な考え方

### 1 大学の質の保証の必要性

- (1) 今後の国際社会においては、社会や経済など様々な面でボーダレス化が進み、国家間の相互依存・相互協力が進展して諸制度等の国際標準化が進む一方、競争も一層激しくなることが予想される。

このような中、諸外国では自らの知的基盤を整備充実させ、それによって生み出される「知」の積極的活用を図っていかようとしている。そこで、大学が優れた人材の養成と独創的な学術研究の推進といった、言わば「知の創造と継承」という極めて重要な役割を果たしていることにかんがみ、各国とも国際的通用性の向上、国際競争力の強化等の観点から大学の教育研究水準の維持向上を目指しており、積極的に大学改革に取り組んでいる。

この中で多くの国の共通の施策としては、大学評価を挙げることができる。先進主要国はすべて大学評価を改革の重要テーマとしている。アメリカでは、伝統的に、大学や専門職団体が組織した様々なア krediteーション（適格認定）団体が自発的に大学を機関単位あるいは専門分野単位で評価し、当該団体への加盟判定を行ってきたが、1990年代に入り、大学の質の一層の確保を図るため、これらの団体に対する連邦政府の認定制度が

導入された。また、イギリスでは1986年から大学の研究評価を実施し、1993年からは大学の教育評価も行われるようになっており、フランスでも1984年に行政委員会として大学評価委員会が設置されている。ドイツにおいても1998年の高等教育大綱法改正により、国際的通用性の確保の観点から、学士・修士の学位を新設するとともに、これらの課程について、大学に定期的な第三者評価とその結果の公表を義務付けている。さらに、EU諸国において、各国に共通する指標を定め、ヨーロッパレベルの大学評価を行い、全体の高等教育の質を向上させようとする取組も始まっている。

(2) 我が国においても、諸外国と同様、自己点検・評価の充実や大学評価・学位授与機構の創設等の大学評価に関する施策も含め、これまで様々な施策を通じて大学改革に取り組んできており、現在なお進行途上にある。特に、「知の時代」とも言われるこの21世紀において、人材以外に資源の乏しい我が国が国際社会の中でリーダーシップを発揮し発展していく上で大学の果たすべき役割は極めて大きいものがあり、我が国における知的源泉として、その質的水準の確保を図っていくことが不可欠である。このため、大学が今後一層、人材養成や学術研究などの面で求められる責務を果たしていけるよう、恒常的にその質を社会に保証していくシステムを構築する必要がある。

## 2 我が国の大学の質の保証システムの現状

(4) 現行の設置認可は、前述のように大学の質の保証の観点で一定の役割を果たしており、設置認可の際、教育課程、教員組織、校地・校舎などについて審査が行われるが、これらは、これから行われる教育研究の前提としての枠組みについてのものであり、実際にどのような教育が行われるかについて直接的な保証をすることには困難もある。また、自己点検・評価などは教育研究を行う当事者自らの判断である点で、一般社会から見て透明性・客観性の点で必ずしも十分なものとは言えないという問題がある。

## 3 規制改革の流れ

(2) また、我が国の行政システム全体の動きとして、国による規制を可能な限り緩和し、事前規制型から事後チェック型へと移行する方向にある。

(3) こうした流れを踏まえ、国の事前規制である設置認可制度を見直し、学問の自由、大学の自主性・自律性の尊重等を踏まえて国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要がある。

なお、このことは平成13年12月に総合規制改革会議が取りまとめた「規制改革の推進に関する第1次答申」等においても提言されている。

## 4 改革の方向性

以上のことを踏まえ、国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価

を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。

### 第3章 第三者評価制度の導入

#### 1 現在の第三者評価

より客観的で透明性の高い第三者評価を実施し、その評価結果を大学の教育研究活動の一層の改善に反映させるため、平成12年度に大学評価・学位授与機構が創設され、現在、今後の評価の本格的実施に向けて、国立大学等を対象に、各大学が行う自己点検・評価を基に試行的に評価を実施している。また、財団法人大学基準協会をはじめ様々な機関がそれぞれの観点から評価を実施している。

#### 2 新たな第三者評価制度の導入

(1) 国による事前規制を最小限のものとし、設置後の大学の組織運営や教育研究活動などの状況を定期的に評価する体制を整備するとの観点から、様々な第三者評価機関が活動を展開している現状を踏まえ、国の関与は謙抑的としつつこれらの機関を可能な限り活用し得る新たな評価システムを整備し、大学の自主性・自律性に配慮しながらその教育研究の質の維持向上を図っていくことが必要である。

(2) このため、大学の教育研究活動等の状況について、様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにすることにより、社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す制度を導入する。

その際、大学の理念や特色は多様であるため、各々の評価機関が個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにすることが重要である。

(3) また、大学の質の向上については、大学が自らの教育研究活動や、組織運営の在り方などについて、不断に自己点検・評価し、その結果に基づき更なる改善方策を探るなど、企画立案、実施、評価、反映といった教育研究活動の改善のための循環過程を自らのうちに構築していくことが当然必要であるが、これに加え第三者としての認証評価機関により、定期的に評価を受けて、その評価結果やこれに対する社会の反応を踏まえて大学が自らの改善につなげるという、言わば「社会」を意識したプロセスも、これらの教育研究の改善のための循環過程の一環として導入することが必要である。

(4) なお、認証評価機関による評価は、それぞれの評価機関が独自に定める基準に基づいて、大学の質の保証と教育研究活動の改善のために行うものであり、仮に評価機関の定める一

定の基準に達せず、適格認定されなかった場合でも、当該大学はそのこと自体を理由として国から行政処分を課されることとなるものではない。

### 3 機関別第三者評価

大学全体を組織体として評価する、いわゆる機関別第三者評価については、大学の質の維持向上のために各大学が自ら定期的に受け、その結果を大学の改善に役立てていくことが重要であることから、各大学は認証評価機関による評価を受けるものとする。

大学は、第三者評価の推進に関する強い社会的要請にかんがみ、自己点検・評価に加えて、より客観性・透明性の高い認証評価機関による第三者評価を受けることにより、その教育研究の質の向上を図る責任を有している。これらの評価は本来、大学が自発的に受けるべきものであるが、自らの教育研究の質を向上させるために定期的に第三者評価を受ける責任を有することを制度上明確にしていくことが必要である。

また、その場合、第三者評価機関の認証制度を導入することについては、第三者評価機関が社会に信頼される評価を行い得る枠組みを備えた機関であるかどうかを確認するものであり、第三者評価を社会的・国際的に通用する制度として育てていく上で必要と考える。

なお、我が国では機関別第三者評価を実施する機関が必ずしも十分育成されておらず、現在、その整備充実に向けた努力が関係方面で進められているという状況にかんがみ、評価の実施スケジュールについては第三者評価機関の整備充実の状況や評価に対する大学側の準備状況を考慮して定めることが必要である。

### 4 専門分野別第三者評価

大学の専門性を様々な分野ごとに評価する、いわゆる専門分野別第三者評価についても、例えば日本技術者教育認定機構（JABEE）が行っているように、将来的には多様な分野で行われることが必要である。しかし、現在直ちに多くの分野で専門分野別第三者評価が実施できる状況にはないところであり、認証評価機関による評価の義務付けは、当面、第三者評価の導入に対する必要性が特に強い法科大学院等の専門職大学院から開始することとする。

### 5 機関認証基準

(1) 国は、認証評価機関の認証に係る一定の基準（機関認証基準）を示し、認証申請のあった機関のうちこの基準を満たすものを認証する。

(2) 機関認証基準としては、例えば以下の事項を定めることが考えられる。

- ・ 大学評価のための適切な基準を定めていること
- ・ 適切な評価が実施できる体制が整備されていること
- ・ 定期的に評価を実施すること
- ・ 評価結果について一般に公表すること
- ・ 評価結果に係る不服申立て制度を整備していること

### 6 大学評価・学位授与機構の評価の対象

大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る評価を行わないものとする

とされているが、同機構がこれまで蓄積してきた評価に係る能力、機能等を私立大学においても活用できるよう、同機構による評価を受けることを希望する私立大学についてはこれを可能にすることが適当である。

#### 7 認証評価機関に対する支援

現在、第三者評価機関の整備充実に向けての取組が関係各方面で行われているところであるが、第三者評価機関の果たす役割の重要性にかんがみ、その取組を支援し、円滑な業務の実施に資するため 認証評価機関に対する国の支援方策について検討する必要がある。

#### 8 国際的な質の保証の情報ネットワークの構築等

e-Learning など情報通信技術等を用いて国境を越えて提供される高等教育サービスが一層流通する時代が到来しつつあることを見据え、大学の質についての国際的な保証システムを構築していく必要がある。例えば、大学の質の保証に係る国際的な情報ネットワークの構築等に関する検討の必要性に留意することが重要である。